

福岡県医発第 967 号 (総)

平成 18 年 8 月 4 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武



平成 18 年度福岡県医師会会員名簿の作成について (お知らせ)

福岡県医師会会員名簿作成につきましては、ご協力を頂きましてお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、個人情報保護法施行に伴い、名簿の目的及び利用方法を明確にしその内容を予め別添のとおり先生方へお知らせをして、作成することといたしました。

つきましては、貴会おかれましてもご了知いただきますとともに、先生方からの問合せ等ございましたら、本会へご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、会員名簿の作成のお知らせは、ホームページ並びに福岡県医報第 1362 号 (H18.8.10) に掲載する予定にしております。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和



平成 18 年度福岡県医師会会員名簿作成のお知らせ

個人情報保護法全面施行に伴い、福岡県医師会会員名簿の目的及び利用方法を明確にし、その内容をあらかじめ会員に周知して、理解を得た上で、作成することといたしましたので、お知らせいたします。

〔会員名簿作成の目的と対応〕

1. 会員名簿作成の目的

会員相互に存在を確認し、もって会員間の連携を高めるために資する
県医師会役員、委員会組織、各医師会役員などの組織を会員に情報提供する
県医師会並びに各医師会会務運営における活用

2. 会員名簿に掲載する項目

①氏名 ②主な診療科目 ③医療機関郵便番号 ④医療機関住所
⑤医療機関名 ⑥医療機関電話番号 ⑦自宅会員住所、電話番号

3. 名簿の利用目的

配布先は、会員、県医師会職員、各医師会職員、県庁関係部署、関係団体、
広告掲載会社に限定し、販売は行わない。

4. 不用になった会員名簿の処理

- 1) 県医師会は不用になった名簿を焼却もしくは裁断などの方法により判読不可能な状態に処分する。
- 2) 会員においては、自己の責任において、1)と同様に処分していただきたい。

5. 会員への周知方法

上記 1～4 のことを、予め会員に福岡県医報において周知する。その際、会員名簿への掲載に異議がある会員は、9 月末日までに県医師会事務局へお申し出下さい。

〔作成日〕

平成 18 年 7 月 1 日現在の会員名簿を作成